

○三鷹市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱

平成 29 年 3 月 3 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三鷹市立図書館（以下「図書館」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、市民生活の利便性を向上させることのできるもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 図書館の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるものの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、三鷹市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の掲載順序)

第 3 条 掲載する広告の順序は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益的法人等及びそれらに類するものに係る広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前 2 号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第 1 号及び第 2 号の規定に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長がホームページに掲載する広告として適当であると認めるもの
- (6) 前各号で同順位だった場合、当該掲載をする申込期間が長い広告

(広告の掲載位置及び掲載数)

第 4 条 広告の掲載位置及び掲載数は、ホームページのトップページ、マイページ及び検索・予約ページごとに、それぞれ教育長が定める掲載位置及び掲載数とする。

(広告の規格)

第 5 条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60 ピクセル
- (2) 左右 150 ピクセル
- (3) 5 kb 以内
- (4) GIF 形式

(5) ホームページのデザインの一体性と連続性及び景観を損なわないものとし、アニメーションは不可とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、月額5,000円とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、必要に応じて三鷹市ホームページ、三鷹市立図書館ホームページ及び広報みたかなどにより行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、三鷹市立図書館ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申込みがあったときは、次条に規定する広告審査委員会（以下「委員会」という。）による広告掲載の適否の審査を経て、掲載廣告を決定し、三鷹市立図書館ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告審査委員会)

第9条 教育長は、前条第2項の審査を行うため、府内に委員会を置く。

2 委員会の委員長は、図書館を所管する部長とし、副委員長は教育部三鷹市立三鷹図書館長とする。

3 委員会の委員は、教育部三鷹市立図書館管理係長及び同図書サービス係長とする。

4 委員長は、第2項及び前項に掲げる委員のほか、必要に応じて関係部課長等を委員に加えることができる。

5 委員長は、前条第2項の審査を行うに当たり、必要に応じて委員以外の関係部課長等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、教育長が指定する期日までに教育長が指定する方法で広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、教育長が指定する方法により広告主の負担で作成し、教育長が指定する期日までに電子データにより提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第12条 広告掲載は月を単位とし、1回当たりの掲載期間は12月を限度とする。

(広告内容の責任)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不適当と判明した場合

(広告掲載料の割引)

第 15 条 広告掲載料は、特に教育長が認めた場合は割引ができることとし、必要な事項については、別に定める。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、掲載できなかつた日数(1日未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に日額掲載料(掲載できなかつた日数が1月に満たない場合は、1月を30日とし月額掲載料を30日で除して得た額。1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た日割相当額の広告掲載料を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、システム及び機器の定期保守により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料の返還を行わない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。